

専門法務研究科における3つのポリシーの補足説明

千葉大学大学院専門法務研究科（法科大学院。以下「本研究科」という）における「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」および「入学者受入れの方針」の3つのポリシーは、本研究科のサイトおよび本学全体のサイトに掲載しているとおりですが、これらについて、以下に補足的に説明をしておきます。

◆学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本研究科では、常に生活者の視点を忘れない「心」ある法律家を養成するという理念に基づいて、1. に掲げる能力および資質等を修得していることを、2. で示す方法で確認し、修了の認定を行い、法務博士（専門職）の学位を授与します。なお、1. ①～④は、本学の全学方針によるものです。

1. 修得する能力・資質等

- ① 自由・自立の精神 「理論と実務の架橋」を重視し、法曹養成のための教育内容を高い学問的水準において修得していること。法曹の専門領域における職業的倫理を身につけていること。
- ② 地球規模的な視点からの社会とのかかわりあい 「理論と実務の架橋」を重視し、グローバルな視点や地域の視点から社会の持続的かつ包摂的発展に寄与しうる高度で専門的な知識と実務能力を修得していること。
- ③ 専門的な知識・技術・技能 高度専門職業人である法曹として要求される、高い学問的水準の法的知識・能力を修得していること。
- ④ 高い問題解決能力 法曹の専門領域で求められる推論能力や説得力により、高い倫理観のもとで協調性を持って職能を主体的に発揮することができること。
- ⑤ 上記の「理論と実務の架橋」の観点から、法曹となろうとする者に必要となる専門的学識とその応用能力を修得していること。それを前提とした実務の基礎的素養（上記の法曹の専門領域における職業的倫理を含む）、弁論能力等を修得していること。とりわけ、かかる応用能力のうち、上記の「高い問題解決能力」を具体化するために必要となる論述能力を修得していること。

2. 修得した能力・資質の判定方法

- ① 所定の修業年限以上在学したこと。
- ② 上記目標を達成するために編成されたカリキュラムに沿った教育を受け、各学年次において、進級に関して定められた所定の単位数を修得し、最終的に課程修了に必要な所定の単位を修得したこと。
- ③ なお、1年次については、進級要件として、共通到達度確認試験を踏まえて設定された水準の成績を収めていること。

◆教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

本研究科は、常に生活者の視点を忘れない「心」ある法律家を養成するという理念に基づいて、以下のような教育課程編成の考え方を基礎にした、学修内容および学修方法、学修成果の到達目標、学修成果の評価方法を採用し、教育課程を実施します。なお、1. ①～④は、本学の全学方針によるものです。

1. 教育課程編成の考え方

- ① 自由・自立の精神を堅持するために 「理論と実務の架橋」を重視し、高い学問的水準において法曹養成のための教育課程を編成し、提供するとともに、法曹の専門領域における職業的倫理を涵養するための教育課程を編成し、提供します。
- ② 地球規模的な視点からの社会とのかかわりあいを持つために 「理論と実務の架橋」を重視し、グローバルな視点や地域の視点から社会の持続的かつ包摂的發展に寄与する高度で専門的な知識と実務能力を修得させる教育課程を編成し、提供します。
- ③ 専門的な知識・技術・技能を修得するために 高度な専門性を必要とする職業を担うための法的知識の修得と能力育成ができる教育を提供します。
- ④ 高い問題解決能力を育成するために 専門職チームに参加し、専門的な問題解決能力を涵養する教育の機会を提供します。
- ⑤ 上記の「理論と実務の架橋」の観点から、法曹となる者に必要となる専門的学識とその応用能力を確立し、それを前提とした実務の基礎的素養、弁論能力等を涵養する教育課程を編成します。また、授業方法としては、上記の理念を実現するための基礎的能力の確立をはじめとして、段階的かつ体系的に教育を実施する課程を編成します。さらに、かかる応用能力のうち、上記の「高い問題解決能力」の一要素である、論述能力の涵養を図る学習の機会を提供します。これらを通じて、法曹としての実務に必要な専門的な法知識と技能、思考力・分析力・表現力等の能力の修得を完結させることを目指します。

2. 学修内容および学修方法

本研究科における授業科目は、各年次の到達目標に即した授業を行います。その具体的な学修内容および学修方法について、法律基本科目とそれ以外の科目（法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目）に分けて述べると、以下のとおりです。

- ① 法律基本科目のうち、1年次の授業科目としては、憲法・民法・刑法の必修科目を中心にしながら、商法・行政法・民事訴訟法・刑事訴訟法の選択必修科目などを配置します。これらの授業科目においては、実定法の基本構造の理解を図るために、各分野の基本概念や基本的な判例などを取り上げることを通じて、教科書や基本的な判例を単独で読みこなす能力を養う授業を行います。その際、法学を学修してこなかった入学者に対しても、着実に学修できるように配慮し、本研究科の開放性と多様性の確保に努めます。

2年次の法律基本科目としては、上記の7分野すべてについて、必修の授業科目を配置します。これらの授業科目においては、比較的単純な事案への法適用能力を養うため

に、判例を幅広く取り上げ、それに関連した事例に当てはめられようをすることを目標とした授業を行います。これらの授業科目の多くは、インテンシブ科目として、1 学年を 2 クラスに分けて密度の濃い授業を行い、とりわけこれらの授業科目において、基本を重視した指導を徹底して行います。

3 年次の法律基本科目としては、上記の 7 分野の一部を必修科目として配置するほか、演習科目等の自由選択科目を配置するという方針をとっています。これらの授業科目においては、判例の深い理解をもとに、より応用的な場面、または、より広い分野における法適用能力を養うための授業を行うとともに、事実抽出能力と文章化能力の向上を図ります。

- ② 法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目においては、上記の授業科目を基礎にした授業、または、上記の授業科目に関する問題関心を高める内容等を有する授業を行います。

このうち、法律実務基礎科目は、法曹の専門領域における職業的倫理その他の法律実務に関する基礎的な素養・技能・能力を修得することを目的とするものです。具体的には、必修科目である 2 年次の「民事実務基礎 1」および「刑事実務基礎」、同じく 3 年次の「法曹倫理」などを開設し、理論と実務の架橋のあり方のひとつを提供するとともに、実務的な観点から文書作成を指導します。あわせて実務的な観点から、コミュニケーション能力（弁論能力を含む）の向上を図る授業を行います。とりわけ、3 年次の必修科目である「刑事模擬裁判」および「エクスターンシップ」において、法曹実務における協調性やチームの視点の重要性を踏まえて、こうした能力の向上を図ります。

他方、展開・先端科目は、グローバルな視点や地域の視点を踏まえた応用的・先端的な法領域等について、関連科目の学修成果を展開・発展させ、市民生活を支える法曹の養成という本研究科の目的に即した教育を行います。また、これらの授業科目は、2 年次・3 年次に配置され、将来の希望進路に合わせた選択が可能になるように、すべて選択必修科目にします。

さらに、1～3 年次を通じて基礎法学・隣接科目を配置し、法に関する理解の視野を拡げられる内容の授業科目を、各自の履修計画に応じて履修できるように配慮します。

- ③ 専門的学識の応用能力としての論述能力については、とりわけ法律基本科目の応用科目、これらの科目と実務科目の融合科目として位置づけられる法律実務基礎科目、および展開先端科目のうち司法試験の選択科目に対応する授業科目において、それぞれの分野に関する論述能力の涵養を図ります。

3. 学修成果の到達目標

本研究科における各年次の到達目標は、次のとおりです。すなわち、1 年次においては、実定法の基本構造を理解し、教科書等を単独で読みこなす能力を有していることです。2 年次においては、比較的単純な事案への法適用能力を有していることです。3 年次においては、より広い分野における法適用能力に加えて、コミュニケーション、事実抽出および文章化の

能力を有していることです。総じて、法曹として当然に要求される基礎的能力を、その前提となる知識・技能とともに着実に修得することが、各年次の到達目標になります。

なお、本研究科では、進級バリア制を採用します。1年次終了時には、1年次に履修すべき必修科目のうち未修得科目の数、および共通到達度確認試験の結果が一定の水準を越えているか否かを考慮して、進級判定を行います。また、2年次終了時には、1年次に履修すべき必修科目のうち未修得科目の有無、および2年次に履修すべき必修科目のうち未修得科目の数を考慮して、進級判定を行います。

4. 学修成果の評価方法

学修成果の厳格な評価のために、法曹養成のための中核的な教育機関たる法科大学院として、司法試験法および法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律が定める法曹養成の基本理念の実現を目指すべく、学年ごとに設定され一般公表される到達目標、および授業科目ごとに設定され事前にシラバスで公表される当該科目のねらい（目標）に照らし、その到達度を厳格かつ適正に測定することで成績評価を行います。

具体的には、以下のような手法を用いて、当該各科目のねらい（目標）の到達度を厳格かつ適正に測定します。

- ① 必修の法律基本科目については、原則として平常点・中間試験・期末試験によります。
- ② その他の授業科目については、原則として平常点・期末試験によります。ただし、科目の特性により、期末試験に代えたレポート、リサーチ・ペーパー、起案文書などによる場合があります。

これらに基づいて授業担当教員から提出された評価結果をもとに、本研究科の教授会において審議を行い、厳格かつ適正な成績評価を実施します。

さらに、上記の成績評価の方法を確保するために、授業科目ごとに採点基準、成績分布等を学生に開示し、授業科目の担当教員が成績評価に関する学生の照会に応ずるほか、成績評価に対する不服申立ての仕組みを設けます。これらによって、成績評価の公平性と透明性を確保します。

5. カリキュラムの改善

本研究科では、研究科長を中心に、その教育目標をよりよく達成できるよう、ファカルティ・ディベロップメント（FD）のための会議として、本研究科の専任教員等を構成員とする教育方法研究会などを開催し、各授業科目の履修状況、成績評価などとともにした討議を行うことを通じて、カリキュラムの成果などを定期的に検証し、必要な見直しを行うこととしています。

◆入学者受入れの方針（アドミSSION・ポリシー）

本研究科は、常に生活者の視点を忘れない「心」ある法律家を養成するという理念に基づいて、以下のとおり入学者選抜を実施します。

1. 千葉大学大学院専門法務研究科の求める入学者

本研究科は、日々の現実の中に存在する法律問題を鋭く認識し、その公正な解決のために、プロフェッショナルとして法を創造的に用いることができるとともに、常に生活者の視点を忘れない「心」ある法律家の養成を目指しています。すでに法学を学んだ者であるか否かを問わず、この目的に共感し、法による社会正義の実現に強く使命を感じる人材の入学を求めています。

すなわち、その人材とは、柔軟な法的思考能力を有し、知的能力の高さに加えて、社会正義の実現に貢献する気構えを持ち、弁護士として最先端の法分野で活躍する場合にも、また裁判官あるいは検察官として公に奉仕する立場にあっても、常に生活者の視点を忘れない「心」ある法律家です。本研究科は、この理念を「生きている一人ひとりのために」とも表現します。

こうして、本研究科は、すでに法学を学んだ者であるか否かを問わず、次のような人材を学生として受け入れ、その教育によって社会に貢献したいと考えています。

- ① 首都圏における市民の日常生活上の法律問題に積極的に取り組み、市民生活を支える法曹となることを志す者
- ② 高い知的能力を有するとともに、本研究科の上記目的に共感し、法による社会正義の実現に強く使命を感じる者

2. 入学者選抜の基本方針

本研究科は、法曹への適性と強い志を有する人材を選抜するため、一般入学者選抜および特別入学者選抜を実施します。具体的な入学者選抜の方針は、以下のとおりです。

- ① 一般入学者選抜においては、筆記試験として、法学既修者コースでは法律科目試験を、法学未修者コースでは小論文試験を、それぞれ実施するとともに、両コースについて口述試験を課し、志願者の能力と資質を総合的に評価します。

まず、法学既修者コースの筆記試験では、比較的単純な法的事例に対応した知識・技能をもとに、それらを具体的に適用する判断力・表現力等の能力を有すること、より高度な事例に対するための思考力・判断力・表現力等の能力があることを測定します。实际的に言えば、憲法・民法・刑法の3科目について、六法を貸与したうえで、本研究科が独自に作成する問題によって論文式試験を実施して、これらの能力と資質を測定し、本研究科2年次の授業（特に法律基本科目の必修科目）に参加し得る水準にあると評価できるか否かを判定します。

また、法学未修者コースの筆記試験では、法的な判断に必要となる、または法的な判断の前提となる思考力・判断力・表現力等の能力を測定します。すなわち、現実社会における特定の問題を論じさせるものなど、各種の内容で構成する長文の問題を提示し

たうえて、当該問題を分析・整理する能力、論理的に思考する能力、およびそれらを文章での確に表現する能力と資質を測定し、あわせてそれらの基礎となる知識・技能について評価します。これらを通じて、1年後に本研究科2年次の授業（特に法律基本科目の必修科目）に参加し得る水準にあることが見込めるか否かを判定します。

さらに、両コースの口述試験では、上記の使命感と法曹としての適性ととともに、こうした使命感を実現するために必要となる、幅広い思考力・判断力、口頭での表現力（コミュニケーション能力の基礎となるもの）等を測定します。すなわち、各自の学習歴、これまでの活動実績、本研究科および法曹の志望理由のほか、特に社会的問題に関する質疑をはじめとした、さまざまな問題について質疑を行い、その受け答えを通して、上記の使命感と法曹としての適性、理解力、判断力などを評価して、筆記試験の結果とあわせた総合的な判定を行います。

- ② 特別入学者選抜は、本研究科と法曹養成連携協定を締結している大学における連携法曹基礎課程（いわゆる法曹コース）の履修または在籍を許可されている者であって、入学年度の前年度の3月までに卒業認定を受ける見込みの者に対して行うものです。

特別入学者選抜においては、書面審査と口述試験を行い、志願者の能力と資質を総合的に評価します。すなわち、書面審査として、提出された出願書類に基づき、連携法曹基礎課程のなかでの学修の程度を評価するとともに、口述試験として、各自の学習歴、これまでの活動実績、本研究科および法曹の志望理由のほか、特に社会的問題に関する質疑をはじめとした、さまざまな問題について質疑を行い、その受け答えを通して、上記の使命感と法曹としての適性、理解力・判断力、口頭での表現力等を評価し、書面審査の結果とあわせた総合的な判定を行います。

- ③ 一般入学者選抜と特別入学者選抜のいずれにおいても、資格および活動実績などに関する調書の提出を求め、記入は任意ですが、その内容をも考慮したうえで判定を行います。また、特別入学者選抜においては、連携法曹基礎課程のもとで当該選抜のために作成された推薦状の提出を認め、その内容をも考慮したうえで判定を行います。さらに、こうした考慮要素や多様な選抜方法を通じて、法科大学院制度の理念である公平性・開放性・多様性を確保し、法学を中心に学修してきた者以外の者の入学を促します。

- ④ 常に生活者の視点を忘れない「心」ある法律家を養成するという理念は、主体性をもって他者と協働しながら学修に取り組む態度を前提としており、上記の使命感と法曹としての適性を有することは、こうした学修態度の一要素として、口述試験の評価要素になります。